

30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化が図られたものの、今年度、小学校2学年については、義務標準法の改正が行われず、加配措置に留まっています。

しかし、社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっているとともに、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。

また、不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化していることから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

このため、兵庫県においては、阪神・淡路大震災以降、中心的役割を担ってきた「教育復興担当教員」「心のケア担当教員」の実践を継承し、地域社会との繋がりや子どもたちの生活支援をリードするため、日常的な心のケアの取り組みを進めています。

一方、日本では、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げており、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合が、OECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤づくりに繋がる子どもたちへの教育は、極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2013年度政府の予算編成において、下記事項の実現について取り組まれることを強く要請いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

内閣総理大臣 菅 直 人
総務大臣 片山 善 博
財務大臣 野田 佳 彦
文部科学大臣 高木 義 明

殿

兵庫県たつの市議会議員 柳 生 陽 一